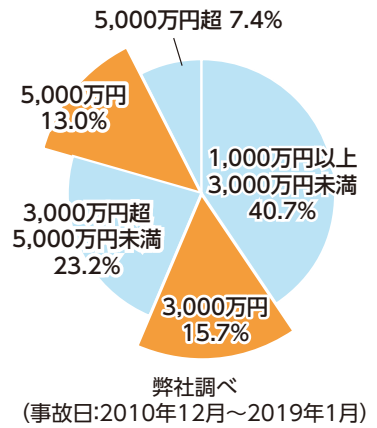


人身傷害保険の保険金額を見直しませんか？

弊社の人身傷害保険で1,000万円以上の保険金をお支払いしたケースにおける支払保険金の分布

【データ分析】人身傷害保険の支払保険金から分かること

支払保険金が3,000万円・5,000万円ピッタリ(右記の円グラフのオレンジ部分)のケースが約3割を占めています。



! 上記のケースとは、実際の損害額(※)が設定されている保険金額を超えてしまったため、保険金額でのお支払いとなったケースです。

つまり、保険金額の設定が3,000万円超・5,000万円超であれば、より多くの保険金のお支払いが出来たケースです。

(例)「実際の損害額 7,750万円」
「保険金額 5,000万円」⇒「実際の支払保険金 5,000万円」

※約款に定める人身傷害条項損害額算定基準に従って弊社が算出します。

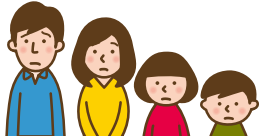
2020年4月に行われた民法改正により、保険金額の設定が低いと本来受け取れるはずの保険金を一部受け取れないケースが発生するため、人身傷害保険の保険金額を見直す必要性が高まりました! (※)

※2022年1月には、弊社で人身傷害条項損害額算定基準の改定を行いました。



万一、死亡事故が発生したら

【事故原因】自損事故により死亡
【被保険者】年齢:40才 性別:男性
職業:会社員 年収:500万円
被扶養者:妻、子供2人



事故日:2022年1月1日以降

人身傷害支払保険金(例)
逸失利益* 6,673万円
精神的損害 2,000万円
葬儀費 100万円
合計 **8,773万円**

重度後遺障害の場合は、さらに「将来の介護料」の算定額の**高額化**が加わります。

※逸失利益の算出には「年齢別平均給与額」を使用しています。

保険金額を設定するときの目安は裏面をご覧ください!

【民法改正2020年4月1日施行】

1896年の制定以来の大改定で、法定利率*、時効を含め約200項目の改定になります。今回の改定で法定利率は年5%から3%へ引き下げられ、以後3年ごとに利率の見直しを行う変動制が導入されました。

※利息が発生する債権について当事者が利率を定めなかった場合に適用される法定の利率をいいます。

【法定利率】と【ライプニッツ係数】の関係

事故により死亡・後遺障害が発生した場合、収入が得られなくなることによる損害(逸失利益)や、長期にわたる介護費用が発生します。こうした「将来にわたって発生する損害」に対する全期間分の補償を一括して受け取った場合、その金額を運用することにより毎年利息収入が得られます。

この毎年発生する利息に相当する額を差し引いた金額を算出するための係数を「ライプニッツ係数」といいます。「ライプニッツ係数」は「法定利率」をもとに算出しています。

年齢別の損害額の目安

人身傷害保険の保険金額は、下表を参考に十分な金額で設定することをおすすめします。

<事故日:2022年1月1日以降>

被保険者 年齢	基準年収	被扶養者あり			被扶養者なし		
		損害額算定基準の区分			損害額算定基準の区分		
		死亡 ※1	後遺障害第1級 (介護の必要あり) ※2※3	後遺障害第3級 (介護の必要なし) ※4	死亡 ※1	後遺障害第1級 (介護の必要あり) ※2※3	後遺障害第3級 (介護の必要なし) ※4
25才	491万円	1億 300万円	2億 200万円	1億3,000万円	7,600万円	1億9,800万円	1億2,900万円
30才	491万円	9,800万円	1億9,200万円	1億2,200万円	7,200万円	1億8,800万円	1億2,100万円
35才	491万円	9,200万円	1億8,000万円	1億1,400万円	6,800万円	1億7,700万円	1億1,300万円
40才	520万円	8,800万円	1億7,200万円	1億 900万円	6,500万円	1億6,900万円	1億 800万円
45才	559万円	8,400万円	1億6,300万円	1億 300万円	6,200万円	1億5,900万円	1億 200万円
50才	583万円	7,500万円	1億4,600万円	9,000万円	5,600万円	1億4,300万円	8,900万円
55才	584万円	6,800万円	1億3,000万円	7,900万円	5,000万円	1億2,700万円	7,800万円
60才	489万円	5,600万円	1億 900万円	6,200万円	4,200万円	1億 500万円	6,100万円
65才	384万円	4,400万円	8,800万円	4,600万円	3,300万円	8,400万円	4,500万円

※1 死亡の場合における損害額は、葬儀費・逸失利益・精神的損害の合計額です。また、「扶養者あり」の場合は、被扶養者3名(配偶者+子2名)で計算しています。

※2 後遺障害第1級は、逸失利益・精神的損害・将来の介護料の合計額です。

※3 介護の必要がある場合は、下記【人身傷害重度後遺障害保険金額2倍規程】が適用されます。

※4 後遺障害第3級とは弊社の後遺障害等級表に記載している将来の介護料を含まない第3級③、④以外のことであり、逸失利益・精神的損害の合計額です。

(注1)上記の損害額は、被保険者が男性かつ有職者の場合における弊社の人身傷害条項損害額算定基準に基づいて算出(十万円単位を切り上げ表示)した一例です。逸失利益は各年齢の基準年収より計算しています。基準年収は、「全年齢平均給与額(平均月額)・年齢別平均給与額(平均月額)」表より適用(千円単位を四捨五入表示)しています。

(注2)基準年収に満たない場合でも、基準年収を損害額算出の際に使用します。実際の年収が基準年収を上回る場合は実際の年収を損害額算出の際に使用しますので損害額は上表よりも高額となります。

(注3)上記の算出額には、入院料、通院費などの治療関係費は含まれていません。

【人身傷害重度後遺障害保険金額2倍規程】

人身傷害保険の支払対象となる傷害を被り、その傷害が原因で約款に定める重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合で保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍に相当する額を限度に保険金をお支払いします(保険の補償を受けられる方1名につき2億円限度)。

●このチラシは人身傷害保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

